

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」の
「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知:2024年5月27日(月)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め:2023年6月30日のお知らせに掲載(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針 16点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16点

④ その他学位、資格等 16点

(計 100点)

類似業務経験の分野	汚泥管理に係る各種業務
対象国及び類似地域	スリランカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:特になし
- (2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

- (1) 当該国における分散型汚泥管理セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

スリランカの分散型汚泥管理セクターは、持続可能な衛生管理の為にソフト・ハードの両面から汚泥管理改善に取り組む必要性が指摘されている¹。衛生分野の管理体制が複雑で汚泥管理施設の整備に係る役割分担が整理されておらず、トイレや下水道の整備に比べて不十分な分散型汚泥管理に係る施策や不足する汚泥管理施設により、汚泥が最終処分場や河川へ投棄されている。

スリランカはフランス開発庁(AFD)の支援を受け、国家衛生政策(NPS: National Policy on Sanitation, Sri Lanka)を策定した。NPSでは2030年までに国家の汚泥管理改善を図ることを目的として、関係機関の所掌・役割分担を定め、水省及び地方自治省が共同委員長を務める国家調整委員会(NCC: National Coordination Committee)にて国内の関係活動の進捗モニタリングや調整機能を担うこととしている。また、2021年度に国家上下水道公社(NWSDB: National Water Supply & Drainage Board)が公表した「Sanitation Master Plan (2021-2030)」では、2030年までに分散型汚泥管理システムへのアクセス率を95.6%にする国家目標が掲げられ、NWSDBの予算により、汚泥管理施設の新設(50箇所)と修繕(15箇所)が計画されている。

一方で、腐敗槽設置に係る国家基準に実効性がなく、基準に満たない腐敗槽の設置事例が指摘されている。また、汚泥処理・処分に係る規程や汚泥引抜業者に対する技術指導・監督体制が未整備で、ドナーからの技術支援等なく、知見が不足していることから、定期引抜が行われない腐敗槽では処理能力が低下している。

スリランカ政府は、国家廃棄物管理政策(National Policy on Waste Management

¹ 国際水管理研究所 (INWMI: Inter National Water Management Institute) 報告書「Solid and Liquid Waste Management and Resource Recovery in Sri Lanka (2020)」

2020)において、最終処分場への埋立はリサイクルやコンポスト化ができない廃棄物に限定する方針を掲げている。固形廃棄物に分類される汚泥は、一部の自治体でコンポスト化している事例が見られるものの、汚泥管理施設の設置基準やマニュアル・ガイドラインがないこと、自治体職員の能力不足により、適切な処理や資源化が進んでいない。また、NPS では NCC が汚泥を土壌改良材及び堆肥化するガイドラインを策定することとしているが、土壌改良材及び堆肥の製造・販売に関する許認可や国家基準を司る農業省は NCC のステークホルダーとなっていない。

こうした背景を踏まえ、地方自治省傘下で、地方自治体に対して廃棄物管理に関する技術支援を提供する全国廃棄物管理支援センター(NSWMSMC: National Solid Waste Management Support Center)から我が国に対して、汚泥管理の改善を目的とした汚泥管理技術及び関連法・基準の制定に係る支援が要請された。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務(2024 年 6 月中旬)

- ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 上記①を踏まえ、スリランカ側関係機関(C/P 機関等。案件概要表 3.事業概要(6)参照)に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。(JICA を通じて現地業務開始前に先方関係機関等へ配付予定)
- ③ プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
- ④ JICA が作成する対処方針(案)、Minutes of Meeting(M/M)(案)、Record of Discussions(R/D)(案)について、担当分野関連部分について作成に協力する。
- ⑤ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。(他のコンサルタント団員が出席する打合せ・会議に関する議事録の作成は、コンサルタント団員内で分担

する。)

(2)現地業務(2024年6月中旬～2024年7月上旬)

- ① JICA スリランカ事務所等との打合せに参加する。
- ② スリランカ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・手法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状及び課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 関連各組織の組織体制(組織図・組織設置根拠法・所掌業務・部署別人数・予算・事業内容等)、中央政府と地方自治体の役割分担、指揮命令・予算獲得/配賦体制
 - ※ 本項目は JICA が別途契約する汚泥資源化団員と評価分析団員と協力して行う。
 - イ) 生活系排水(主にし尿系)の分散型污水处理及び汚泥管理に関する中央政府と地方自治体の法令・条例・政策・計画等の法制度体系及び関連する行政文書
 - ※ 本項目は JICA が別途契約する汚泥資源化団員と協力して行う。
 - ウ) 生活系排水(主にし尿系)の分散型污水处理及び汚泥管理の各セクターの財務状況(個別処理施設の設置コスト・汚泥引抜き料金・汚泥管理施設における汚泥の受入れ料金等)
 - エ) 国や自治体が把握する生活系排水(主にし尿系)の污水处理に関するデータ(污水处理率(下水道接続率と個別処理施設の利用率)・個別処理施設における処理方法と処理能力・汚泥性状に関する地域特性等)
 - ※ 各データの出所も記録する。
 - オ) 気候変動対策(緩和策)に資する情報として、技術プロジェクト実施による温室効果ガス(GHG)排出削減量の推計(参考:JICA Climate-FIT 緩和版(21.下水汚泥対策))
 - カ) 本プロジェクトにおける DX 技術の活用可能性(ICT を活用した汚泥データ管理等)
 - キ) 汚泥性状分析等を現地再委託契約により請負可能な組織・業務実施単価に関する情報
 - ク) 他援助機関(世界銀行・フランス開発庁・NGO 等)の活動動向・連携の

可能性

※ 本項目は JICA が別途契約する汚泥資源化団員と評価分析団員と協力して行う。

④ 上記調査結果に基づき、以下の提案をする。

※ 本項目は JICA が別途契約する汚泥資源化団員と協力して行う。

ア) 適切な生活系排水(主にし尿系)由来の汚泥管理及び汚泥資源化の方向性

イ) 上記ア)に基づくパイロットプロジェクト素案(実施に必要な機材等の前提条件の整理を含む)

ウ) 自治体に対する技術支援・研修体制案

エ) 適切な生活系排水(主にし尿系)由来の汚泥管理方法普及に向けたアクションプランの方向性

⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、スリランカ側からの意見について担当分野の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する支援する。

⑥ 担当分野に係る M/M 案、PDM 案、PO 案、R/D 案の作成に協力する。

⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA スリランカ事務所等に報告する。

(3) 整理業務(2024 年 7 月上旬～2024 年 8 月中旬)

① 収集資料を整理・分析する。

② 事業事前評価表(案)作成に協力する。

③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(和文)

2024 年 8 月 16 日(金)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年4月追記版))」(以下同じ)の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年6月16日～7月6日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 汚泥処理(JICA)

ウ) 協力企画(JICA)

エ) 汚泥管理(本コンサルタント)

オ) 汚泥資源化(JICAが別途契約するコンサルタント)

カ) 評価分析(JICAが別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎:あり

イ) 宿舎手配:あり

ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上:なし

オ) 現地日程のアレンジ: JICA がアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関等へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供: なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理・気候変動対策グループ環境管理・気候変動対策第一チームから配付しますので、gegem@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・案件概要表(案)
- ・要請書

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・全国廃棄物管理支援センター能力向上プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/0602666/index.html>
- ・下水セクター開発計画策定プロジェクト事業完了報告書
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500295/index.html>
- ・廃棄物管理における汚染防止・環境負荷低減事業完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040778.html>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料: 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

イ) 配付依頼メール

- ・タイトル: 「配付依頼: サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。

以上